

社会福祉法人高知市社会福祉協議会ホームページバナー広告掲載実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知市社会福祉協議会（以下「本会」という。）のホームページへの広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の範囲)

第2条 ホームページに掲載する広告の内容は、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性のあるもの又は選挙に関係するもの
- (5) 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 個人の氏名広告にあたるもの
- (8) 求人広告のみを目的とするもの
- (9) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (10) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (11) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (12) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (13) その他、本会が掲載する広告として不適切であると認められるもの

2 前項の規定は、広告のリンク先として広告主が指定したホームページの内容についても適用する。

(広告主の制限)

第3条 ホームページに広告の掲載を希望する者（以下「広告主」という。）は、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体の構成員及び当該構成員が役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）を務める法人及び団体

(広告主の責務)

第4条 広告主は、広告の内容その他広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。ただし、本会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 広告主は、広告掲載後、その責に帰すべき理由により、本会に損害を与えた場合は、それにより生じた損害を賠償するものとする。

(広告掲載の募集及び決定)

第5条 広告掲載希望者は、高知市社会福祉協議会ホームページバナー広告掲載申込書（様式第1号）に

広告原稿を添付して会長に申し込むものとする。

2 会長は、前項の申込書を受理し掲載の可否を決定した場合、高知市社会福祉協議会ホームページバナー広告掲載決定通知書（様式第2号）を広告掲載希望者に通知するものとする。

（広告掲載期間等）

第6条 広告の掲載は、1広告主につき1枠を原則とする。

2 広告の掲載期間は、1年間とする。ただし、会長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

（広告料等）

第7条 広告掲載に係る料金（以下「広告料」という。）の額は、1年間につき60,000円とし、掲載枠は10枠とする。

2 掲載の決定を受けた広告主は、広告料を会長が指定する期日までに納入しなければならない。

（広告原稿の規格及び仕様）

第8条 広告原稿の規格及び仕様は、原則として次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦60ピクセル×横200ピクセル
- (2) データ形式 GIF（アニメーション不可）又はJPEG

2 広告原稿の作成にかかる費用は、広告主の負担とする。

3 会長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のウェブページの内容等が各種法令等に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、第2条の要件に該当していると判断したとき又は本会が掲載する広告として著しく不適当と判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

（広告の掲載位置）

第9条 広告の掲載位置は、本会ホームページのトップページとし、当該トップページ内での掲載位置は、本会が指定するものとする。

（広告の掲載順位）

第10条 広告の掲載順位は、申し出のあった広告掲載希望者から順次決定していくものとし、広告掲載希望者が同時に第7条に規定する掲載枠を超える場合、掲載する広告の順位は、地域性、公共性の高い広告掲載を優先するものとし、次の順位により広告掲載の可否を決定する。なお、同順位のものの中では、抽選により決定するものとする。

- (1) 国、地方公共団体並びに公社、公団、公益法人及びこれらに類するもの。
- (2) 私企業又は自営業のうち、公益性の高いもので市内に事業所等を有するもの。
- (3) 前号に規定するもの以外の私企業又は自営業で市内に事業所等を有するもの。
- (4) その他私企業又は自営業等

（広告掲載の決定の取消し）

第11条 本会は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告主が指定期日までに広告料を納入しなかったとき。
- (2) 本会の事業運営において支障があると認めるとき。
- (3) 第3条又は第4条各号に掲げる要件に該当することが判明したとき。
- (4) 本会のホームページを閉鎖したとき。
- (5) 本会のホームページの更新又は運用に支障があると認められるとき。
- (6) 前3号に掲げるもののほか、本会が特に必要があると認めるとき。

2 本会の責めに帰すべき理由により広告掲載の決定を取り消す場合、広告料を返還する。その場合、返還する広告料は、広告料を12月で除し、残りの月数を乗じた金額とし、1月に満たない残日数は切り捨てるものとする。

(広告掲載の取り下げ)

第12条 広告主は自己の都合により、ホームページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により会長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合、支払い済の広告掲載料は返還しない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。